

平成20年度 農業委員会事務局 改革マニフェスト 自己検証シート

1) 目標と成果

マニフェストNo.	項目名 (担当部署)	集中改革プラン 項目No.	取り組み内容	区分	成果指標			活動指標①			活動指標②			自己評価
					H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20	
1	地域特性を活かした産業の振興 (農業委員会事務局)	6-2	地域の担い手への農業経営改善計画の作成による経営規模の拡大、生産方式並びに経営管理の合理化、農業従事の様態の改善目標達成のため農業関係機関による担い手育成支援協議会が支援・協力による取組みと、併せて認定農業者等の担い手に農地の利用集積に向け農業委員による土地の仲介や相談・支援を実施します。特に水田経営所得安定対策への加入支援については重点活動とします。	指標名	水田経営所得安定対策の加入面積			認定農業者への集積促進			-			B
				指標の算式等	-			農業経営基盤強化促進法による利用集積の促進			-			
				目標(A)	-	2,468 ha	2,468 ha	650 ha	650 ha	650 ha	-	-	-	
				実績(B)	1,616 ha	2,210 ha	3,710.6 ha	590 ha	730 ha	675 ha	-	-	-	
				(A)と(B)の比較	-	▲258 ha	1,242.6 ha	▲60 ha	80 ha	25 ha	-	-	-	
				指標名	遊休農地面積			農地パトロールによる実態把握			-			C
				指標の算式等	-			パトロール重点地区を設定し、現地確認を前期・後期の2回実施			-			
				目標(A)	-	-	350ha	2回	2回	2回	-	-	-	
				実績(B)	-	360 ha	358.5ha	2回	2回	2回	-	-	-	
				(A)と(B)の比較	-	-	8.5ha	0回	0回	0回	-	-	-	

2) 取組過程と取組み後の対応

区分	チェック項目	自己評価	自己評価について(所見)
取組過程	取り組みの段階において市民への説明やPRを十分に行ったか。また市民からの質問に対応する方法や体制が確立されていたか。	C	農業委員を主体に勉強会や研修会を実施、農地や農業に関する農家への情報提供等の橋渡しをお願いしている。水田経営所得安定対策では所得特例により大幅に達成できた。また、農業経営基盤強化法による認定農業者等への集積促進にあつては、産地づくり交付金の活用等による出し手、受け手に助成があることの周知を図ってきた。遊休農地については国からの解消計画のため、農業委員による調査として今年度実態の把握に努めた。
	目標達成に向けた部局内の体制は効果に対し相応な対応であり、かつ万全であったか。(過剰な活動や予算、人員による取組みがなかったか。)	C	業務推進においては農業委員による関係農家並びに農業者へ情報提供の周知を図る。また農業委員会事務局が周知していないと推進でない。
	部局長のリーダーシップのもと、目標達成に向けた所管職員の意識啓蒙や部局内の風土づくりが行われたか。	C	農地係、農政係による連携を密にして事業推進を図ることができた。また、これ等は農業委員会の通常議用務の一貫であるが、職員の意識は高まっている。
	所管職員が佐渡市行政改革マニフェストの趣旨と内容を十分に理解し、目標の達成に向けて精力的に取り組んでいたか。	C	農業委員会におけるマニフェストを理解いただき、職員の協力体制のもとに推進を図るべき努めましたが、農業経営基盤法業務において担い手への利用集積等は私共が決められない問題があります。出し手に対して受け手を照会は出来ませんが、地縁・血縁や人的な要件が伴い集積(連担等)が図れない場合があります。
	目標達成のための行程管理や関係機関等との調整が適切に行われていたか。	C	水田所得経営安定対策においては佐渡市担い手支援協議会(JA、NOSAI、農業振興課、佐渡振興局等)並びに農業経営基盤強化法による農地の利用集積並びに遊休農地等の調査や転用等現地調査の農地パトロールを農業委員により推進できた。
目標の達成に対する効果(アウトカム)の把握、または把握することの手立てをしたか。	C	耕作放棄地を含む遊休農地等について、当初は今年度農業委員会は実態の把握と言われていましたが、復旧する面積までの報告となりました。このことについては地権者等の意向も必要であり、復旧における放棄地は沢谷いであつたりで実際には復旧が無理であつたり、その復旧に多額の経費を要する箇所が多い。	
目標を達成していない項目については、具体的な改善策を計画し、または他の手段により対応したか。	C	経営基盤法における利用集積については担い手である認定農業者等の照会は可能であり農家への説明等をして来た。遊休農地等の解消策は小倉千枚田のように特定の箇所しか対応できないのではないかと。千枚田復旧のように景観復旧のため補助事業等取り組むことが出来ればよいが、多くの場合復旧において多額の経費を要し、担い手となる後継者等の確保が可能かを今後話し合う必要がある。	

平成20年度 農業委員会事務局 改革マニフェスト 自己検証シート

取組み後の対応	実績と今後の対応について市民に説明を行ったか。	C	水田経営所得安定対策については担い手協議会等により周知を図っています。また、認定農業者との意見交換会を計画していることから周知を図りたい。耕作放棄地等遊休農地は新たな担い手の希望者も居ることから、箇所等の希望により地元農業委員との折衝を図っている。
	取組みの過程と実績、課題点などについて部局内で話し合わせ、所管職員が状況を理解しているか。	C	耕作放棄地等遊休農地の調査において勢力的に取り組むことができた。解消策については今後の検討となる。
	実績に対する市民の質問や要望に対応する方法を確立したか。	C	耕作放棄地等遊休農地について、新たな担い手への活用について関係農業委員や関係地権者への折衝を図っている。

3) 総評

今年度の取組みに対する部局長のコメント	
<p>水田経営所得安定対策において、所得特例により目標を達成することができた。農業経営基盤強化法による担い手への利用集積は、出し手と受け手との地縁や血縁の問題もあり一概に私共では決められない問題である。これ等の制度や施策等の制度を説明により推進を図ることに努めるしか無いと考える。また、耕作放棄地等遊休農地の解消、農地パトロールにおいては担い手の高齢化や減少の問題もあり農業委員会として高齢者でも農業ができる。農業が守れる。農業に参加できることや1ターン等新たな担い手確保の方策として農地を取得し経営のための下限面積の見直しが必要であります。</p>	
【良かった点】	耕作放棄地の実態把握において農業委員全員により調査等確認が出来た。また佐渡地域振興局や農政局統計情報センター、農業振興課の協力をいただき一体として推進できた。
【悪かった点】	耕作放棄地の実態把握は筆数が非常に多かったため、航空写真による判定を行った。現地調査が伴わず多少の判定違いが、予想される。また耕作放棄地よりも優良農地を、どのように守るかが大切のように思われる。